



市第2159号

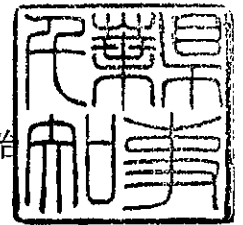
千葉県個人情報保護審議会 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用  
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40  
第2項の規定により諮問します。

平成29年12月6日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）を本人確認情報の利用事務に追加する「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（平成24年千葉県条例第84号）の改正について